

# 財政福祉委員会 説明資料

## がん対策の実施状況について

### <目次>

	頁
1 条例施行後における主ながん対策の実施状況	1
2 アンケート調査	6
3 がん対策専門部会における主な意見	11
4 今後の課題	12

平成28年11月7日

健康福祉局

# 1 条例施行後における主ながん対策の実施状況

## (1) がんの予防の推進等 (第5条関係)

### ア がん検診ガイド (平成21年度開始)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
配布数	約1,036,000冊	約1,032,000冊	約1,044,000冊	約1,056,000冊

### イ がんに関する学習補助教材 (平成26年度開始)

区分		25年度	26年度	27年度
配布数	小学6年生	作成	約18,600人	約18,300人
	中学3年生	作成	約17,500人	約17,500人

## (2) がんの早期発見の推進 (第6条関係)

### ア 取り組みの経過

区分	内容	がん検診受診者数
20年度	・5種類のがん検診(胃、大腸、肺、子宮、乳)を実施	200,732人
21年度	・無料クーポン券(子宮・乳)の送付を開始 ・がん検診ガイドの配布を開始	280,046人
22年度	・ワンコインがん検診を開始 ・前立腺がん検診を開始(22年6月)	385,071人
23年度	・無料クーポン券(大腸)の送付を開始 ・がん対策推進条例施行(24年3月)	406,769人
24年度	・国民健康保険の特定健康診査とがん検診の同時実施を開始	438,374人
25年度	・無料クーポン券対象者(40歳)への個別再勧奨を開始	457,794人
26年度	・無料クーポン券(子宮・乳)を本市独自に継続 ・全国健康保険協会(協会けんぽ)愛知支部の特定健康診査とがん検診の同時実施を開始	475,988人
27年度	・無料クーポン券対象者全員への個別再勧奨を開始 ・国民健康保険被保険者への電話勧奨を開始	525,615人
28年度	・胃内視鏡検査を開始(28年10月) ・無料クーポン券(大腸)を本市独自に継続	—

イ がん検診の受診者数及び受診率

区分		20年度	24年度	25年度	26年度	27年度
胃がん 検診	受診者数(人)	24,388	47,110	50,225	50,776	55,294
	受診率(%)	5.6	10.2	10.7	10.6	11.8
大腸がん 検診	受診者数(人)	52,531	110,943	118,795	122,736	136,935
	受診率(%)	10.8	22.5	22.7	22.4	25.7
肺がん 検診	受診者数(人)	54,817	108,491	115,055	123,271	133,223
	受診率(%)	10.6	18.3	18.8	19.5	21.5
子宮がん 検診	受診者数(人)	51,811	87,551	85,236	86,784	93,573
	受診率(%)	29.9	51.5	52.9	52.7	55.2
乳がん 検診	受診者数(人)	17,185	39,371	41,079	41,358	51,560
	受診率(%)	15.5	35.3	36.6	37.0	41.3
前立腺がん 検診	受診者数(人)		44,908	47,404	51,063	55,030
	受診率(%)		28.0	28.4	29.5	32.5

注1：受診率の算出対象年齢は、40歳から69歳まで

(子宮がんは20歳から69歳まで、前立腺がんは50歳から69歳まで)

注2：子宮がん検診及び乳がん検診の受診率の算定(受診間隔は2年度に1回)

$$\frac{(\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数})}{(\text{当該年度の対象者数})} \times 100$$

注3：健康なごやプラン21(第2次)における平成34年度の目標値  
受診率50%(子宮がん検診は65%)

ウ 無料クーポン券

(単位：人)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度
受診者数	大腸がん検診	17,717	18,842	17,920	20,869
	子宮頸がん検診	21,978	20,819	19,672	20,693
	乳がん検診	15,046	16,005	15,627	18,495

注：無料クーポン券の対象年齢

(大腸がん検診及び乳がん検診) 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

(子宮頸がん検診) 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳

エ 保健所等における休日検診及び特定健康診査とがん検診の同時実施

(単位：人)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度
保健所等の 休日検診	胃がん検診	440	525	933	1,049
	大腸がん検診	388	486	946	1,099
	乳がん検診	1,113	990	888	1,278
国民健康保険 特定健康診査と の同時実施	胃がん検診	200	418	938	843
	大腸がん検診	202	423	1,003	902
	肺がん検診	—	—	1,082	947
協会けんぽ特 定健康診査と の同時実施	胃がん検診	—	—	294	473
	大腸がん検診	—	—	340	536
	肺がん検診	—	—	340	547
	乳がん検診	—	—	102	—

オ がん検診受診率の他都市比較

(単位：％)

区分		名古屋	札幌	川崎	横浜	京都	大阪	神戸	福岡
胃がん 検診	26年度	10.6	8.0	9.2	6.7	2.8	4.7	5.6	10.9
	27年度	11.8	8.1	9.9	7.3	3.1	4.9	5.8	12.0
大腸がん 検診	26年度	22.4	16.0	17.9	17.0	8.1	10.9	26.6	12.0
	27年度	25.7	17.0	19.0	18.1	9.9	11.9	29.6	13.2
肺がん 検診	26年度	19.5	3.4	15.3	6.4	8.9	6.4	4.6	4.3
	27年度	21.5	3.6	15.8	8.0	9.3	7.1	5.3	5.5
子宮がん 検診	26年度	52.7	47.0	33.7	37.1	21.5	27.5	26.0	46.5
	27年度	55.2	44.8	35.9	39.0	20.7	26.7	26.1	45.0
乳がん 検診	26年度	37.0	36.1	32.6	30.8	24.1	24.5	37.2	29.8
	27年度	41.3	36.6	36.0	34.8	23.9	26.4	39.7	30.9

注1：人口が概ね150万人以上の都市について記載

注2：受診率の算出対象年齢は、40歳から69歳まで  
(子宮がんは20歳から69歳まで)

注3：子宮がん検診及び乳がん検診の受診率の算定(受診間隔は2年度に1回)

$$\frac{(\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数})}{(\text{当該年度の対象者数})} \times 100$$

注4：がん対策にかかる条例制定都市

横浜市(平成26年10月1日施行)

大阪市(平成23年10月1日施行)

神戸市(平成26年4月1日施行)

(3) がん患者の支援等 (第7条～11条関係)

ア がん相談・情報サロン「ピアネット」の運営 (平成21年3月開始)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度
利用件数	来 所	981件	808件	823件	779件
	電 話	1,130件	832件	963件	1,016件
患者会	開 催 数	28回	22回	25回	26回
	参加者数	416人	262人	324人	342人

イ 働く世代のがん患者の支援

区分	内容
27年度	働く世代のがんサポートセミナー 参加者数 247人
28年度	ピアネットにおいて仕事と治療の両立にかかる個別相談を開始 (28年8月)

ウ 名古屋陽子線治療センター (平成25年2月治療開始)

(単位：人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
治療を開始した人数	15	286	483	484

## 2 アンケート調査

### (1) 概要

#### ア 趣旨

がん検診受診率のさらなる向上に向けた取り組みを進めるとともに、がんに関する様々な課題やニーズを把握し、がん患者の支援のあり方を検討するため、調査を実施するもの。

#### イ 期間

平成28年6月～7月

#### ウ 内容

区分	調査方法	対象者	回収数
市民	郵送	20歳以上の男女 8,000人	3,921人 (回収率49.0%)
企業	郵送	名古屋商工会議所会員 1,000社	568社 (回収率56.8%)
協会けんぽ 被扶養者	郵送	全国健康保険協会(協会けんぽ) 愛知支部の名古屋市在住の被扶 養者 3,000人	1,581人 (回収率52.7%)
がん患者等	病院にて 調査票配布、 回収	愛知県がんセンター中央病院、 名古屋市立大学病院、名古屋市 立西部医療センターに通院する 外来のがん患者等 1,728人	1,600人 (回収率92.6%)
病院	郵送	市内のがん診療連携拠点病院、 がん診療拠点病院及び病床数 200床以上の病院 22病院	22病院 (回収率100.0%)

## (2) 主な内容と結果

### ア 市民

#### ・がんについて知っていること

区分	割合
たばこは、肺がんや喉頭がんのほか、多くのがんと関わりがある。	83.8%
医療技術の進歩により、以前より生存率が高くなっている。	81.3%
日本では、およそ2人に1人が生涯にがんにかかる。	30.6%
子宮頸がんは20代～30代の若い世代で多く、主な原因はヒトパピローマウイルスである。	28.5%
肝がんの主な原因は肝炎ウイルスであり、予防するためには肝炎ウイルス検査が有効である。	19.1%

#### ・がん検診受診のきっかけ

区分	割合
自身の健康管理のため	50.2%
会社から案内があったから	27.2%
がん検診がワンコインだから	24.9%
無料クーポン券が届いたから	20.9%
医療機関から勧められたから	16.0%

#### ・がん検診を受診しない理由

区分	割合
忙しくて時間がないから	32.1%
面倒だから	30.4%
費用がかかるから	27.8%
今は健康に不安がなく自信があるから	27.5%
がん検診のことをよく知らないから	22.6%



・名古屋市のがん対策において充実すべきこと

区分	割合
がん検診に関する受診勧奨や情報提供	33.9%
がんの治療や医療機関に関する相談体制や情報提供	30.8%
子どもの頃からのがん学習	28.9%
食生活、運動習慣などのがん予防に関する啓発	26.9%
仕事と治療の両立を支援する取り組み	25.8%

イ 協会けんぽ被扶養者

・昨年度におけるがん検診の受診割合

区分		全体
		無料クーポン対象者
大腸がん検診	25.8%	40.3%
子宮がん検診	24.4%	48.1%
乳がん検診	27.2%	47.4%

ウ 企業

・がんを含めた私傷病に罹患した社員に対して、仕事上の配慮をしているか

区分		全体
		従業員数19人以下
配慮をしている	66.2%	59.8%
配慮をしていない	23.6%	30.2%
無回答	10.2%	10.0%

・仕事と治療の両立を実現するためのコスト面の課題

区分		全体
		従業員数19人以下
休業中の賃金支給等の金銭的な補償が困難	47.4%	55.0%
休業中の代替要員の雇用にかかるコスト負担	25.4%	20.9%
長期間働けない社員の社会保険料の事業主負担	7.0%	6.1%

・名古屋市のがん対策において充実すべきこと

区分		全体
		従業員数19人以下
仕事と治療の両立を支援する取り組み	45.4%	41.8%
がん検診に関する受診勧奨や情報提供	35.9%	33.4%
喫煙対策	25.9%	22.8%

エ がん患者

・がんについて、現在、悩みがあるか

区分		全体		
			40歳未満	70～79歳
ある		50.7%	70.4%	38.9%
主な 内容	精神的な悩み (再発の不安や孤独感など)	51.0%	58.0%	47.8%
	治療中や治療後の症状 (副作用や後遺症、痛みなど)	48.0%	46.0%	48.5%
	経済的な悩み (治療費や生活費など)	24.1%	38.0%	9.6%
	仕事についての悩み (仕事への影響など)	21.0%	26.0%	5.1%
	日常生活の悩み (食事や運動、入浴、趣味など)	18.7%	20.0%	18.4%
	治療方法の選択	18.1%	12.0%	15.4%
	外見の悩み	14.9%	34.0%	4.4%
ない		30.6%	18.3%	40.6%
無回答		18.7%	11.3%	20.5%

・診断後における仕事の継続の状況

区分		全体		
			男性	女性
仕事の継続の 状況	仕事を継続した	72.0%	76.3%	68.1%
	仕事を継続しなかった	27.3%	22.7%	31.5%
	無回答	0.7%	1.0%	0.4%
相談できる制度 や窓口の有無	あった	34.2%	31.9%	36.3%
	なかった	53.5%	56.5%	50.7%
	無回答	12.3%	11.6%	13.0%

・子育てや介護、家事と治療の両立のために悩んだことや困難であったことの状況

区分		全体		
			男性	女性
悩んだことや困難であったことの有無	あった	21.4%	6.3%	33.7%
	なかった	47.3%	54.5%	41.5%
	無回答	31.3%	39.2%	24.8%
相談できる制度や窓口の有無	あった	16.0%	13.3%	18.3%
	なかった	50.1%	45.7%	53.8%
	無回答	33.9%	41.0%	27.9%

・名古屋市のがん対策において充実すべきこと

区分	割合
がんの治療や医療機関に関する相談体制や情報提供	25.6%
がん検診に関する受診勧奨や情報提供	24.7%
食生活、運動習慣などのがん予防に関する啓発	19.9%
仕事と治療の両立を支援する取り組み	19.9%
精神的な悩みや不安に関する支援	18.4%
子どもの頃からのがん学習	16.9%

## オ 病院

- ・患者からの悩み相談としては、「療養先の選択や介護保険サービス等の使い方」のほか、「通院治療や在宅療養についての悩み」、「仕事と治療の両立や経済的なこと」が多い。
- ・患者会やサロンは、14病院が実施しているが、がん種別に実施しているのは5病院のみで、内訳は乳房のほか、大腸、胃、甲状腺がある。
- ・名古屋市への期待としては、「仕事と治療の両立を支援する取り組み」が最も多い。

### 3 がん対策専門部会における主な意見

#### (1) がん対策専門部会の概要

##### ア 趣旨

がん対策推進条例の趣旨に基づき、がん対策に関わる関係機関が意見交換を行い、施策を効果的かつ円滑に実施することを目的として平成28年度から開催

##### イ 構成

がん患者及びその家族で構成される団体の関係者、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、職域・地域関係者、公募市民等

##### ウ 平成28年度の開催状況

第1回 平成28年 4月27日(水)

第2回 平成28年10月24日(月)

#### (2) がん対策専門部会における主な意見

区分	内容
広報啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・ワンコインがん検診は検診を身近にする効果がある。名古屋市のがん検診は一定の評価ができる。</li><li>・さらに受診率をあげるためには、メディアや草の根による情宣活動をしっかり行うことが大切であり、訴求力のある広報啓発が必要である。</li></ul>
がんについての理解促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・国に先駆けて学習補助教材を作成し活用していることは評価できる一方で、「2人に1人ががんになる」などの認知度が低く、子どものうちからのがん学習は特に重要である。</li><li>・がんやがん患者を正しく理解して受け入れる社会風土をつくることが大切である。</li></ul>
世代やがんの特性に応じた患者支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・AYA世代 (Adolescent and Young Adult 思春期・若年成人世代)、働きざかりの世代、高齢者など、世代やがんの特性に応じたきめ細やかな支援が必要である。</li></ul>
協働による取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関、行政機関、関係機関などの相談窓口や情報をつなげるネットワークが必要である。</li><li>・市民、行政、医療関係者の協働により、一体となってがん対策に取り組み、がんの克服につなげることが大切である。</li></ul>

## 4 今後の課題

### (1) 訴求力のある広報の実施と社会風土の醸成

2人に1人が生涯にがんにかかることなどについて認知度が低く、がんについての市民の理解がまだ十分ではないと考えられることから、子どもの頃からのがん学習に引き続き取り組むとともに、訴求力のある広報啓発を実施し、市民のがんに対する知識を高め、がんやがん患者を正しく理解し受け入れる社会風土を醸成する。

### (2) がん検診の受診率向上に向けた、さらなる取り組みの実施

ワンコインがん検診や無料クーポン券等の取り組みにより受診率は向上しているものの、時間がないことや面倒であることなどを主な理由として受診に結びついていない市民が多く、目標値まで乖離があることから、がんの早期発見と早期治療を推進するため、さらなる取り組みを行う。

### (3) 世代やがんの特性に応じたきめ細かい患者支援

がん相談情報サロンピアネットにおいて、がん患者や家族への相談支援や患者会等の取り組みを実施しているところであるが、世代等に応じて悩みや充実すべき対策が異なることから、相談体制や情報提供のさらなる充実や仕事と治療の両立支援など、世代やがんの特性に応じたきめ細かい支援を行う。

### (4) 関係機関との協働による、一体的ながん対策の実施

相談窓口や支援に関する情報が、がん患者に十分に行き届いておらず、関係機関においても共有できていないことなどから、施策や情報をつなげるネットワークを構築するとともに、市民、行政、医療関係者等の関係機関の協働により、一体となっながん対策に取り組む。

人間とがんと闘いの歴史は、古代にまでさかのぼることができます。がんは、今や我が国において 2 人に 1 人が侵される「国民病」といわれています。一方、医学界始め関係各界においてがん撲滅に向けた力強い取組みが展開されており、がんの予防の推進からがん医療水準の向上まで、着実に成果は上がっています。私たちは、これら英知を結集し、都市をあげてがんに向かい向かうことを決意します。

名古屋市は、がんを打ち勝つためのあらゆる方策をみんなで考える都市として、まずは、がんの予防を一層推進するため、市民のがんに対する知識を高めることに力を注がなければなりません。また、子どもたちへのがん教育の重要性を強く認識し、学習の機会を広げるよう努力します。さらに、がん患者及びその家族をまち全体で温かく包み込み、その負担を少しでも和らげる環境をつくりあげていきます。

がんに向かい向かう都市・名古屋の挑戦は、この条例の制定をもって終わるものではありません。がんを打ち勝つため、たゆまざる前進の第一歩として、ここに名古屋市がん対策推進条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のがん対策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見を推進するとともに、地域のがん医療水準の向上を図り、がんの克服に向けた市民総ぐるみによるがん対策の実施に資することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国、県、医療機関、医療関係団体、医療保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 7 項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)並びにがん患者及びその家族(以下「がん患者等」という。)で構成される団体その他の関係団体と連携を図りつつ、がん対策に関し必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者等の役割)

第 4 条 保健医療関係者(がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいう。)及び事業者は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進等)

第 5 条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2 前項のがんの予防の推進のために必要な施策は、女性に特有のがん等、性別及び年齢に応じて好発するがんの種類を考慮して効果的に実施するものとする。

3 市は、がん教育を推進するため、児童及び生徒が学習活動等を通じてがんに対する理解及びがんの予防に関する知識を深めるために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

4 市は、医療保険者及び事業者と連携を図りつつ、職場におけるがんに関する正しい知識及びがん検診の普及啓発並びにがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第6条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診の普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。

(がん医療水準の向上)

第7条 市は、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じた質の高い適切ながん医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

2 市は、県が効果的ながん対策の立案及びがん医療水準の向上に資する情報を得るために実施するがん登録の推進に協力するものとする。

(緩和ケアの充実)

第8条 市は、県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、緩和ケア(がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。)の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。

(在宅療養の充実)

第9条 市は、県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。

(がん患者等の支援)

第10条 市は、がん患者等のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がんに関する相談体制の充実その他のがん患者等の支援のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、がん患者等で構成される団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動並びにがんの予防及び早期発見を推進する活動の支援に努めるものとする。

(情報収集及び提供)

第11条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報を提供するために必要な広報活動を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、がん対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第13条 市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定については、この条例の施行後4年を目途として、この条例の施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

3 前項の検討は、幅広く市民の意見を聴取して行われるものとする。

